

令和6年度 第1回 藤沢市障がい者総合支援協議会

2024年（令和6年）5月16日（木）

午前10時

藤沢市本庁舎5階5-1・5-2会議室

日 程

委嘱状交付

- 1 開会
- 2 福祉部長挨拶
- 3 委員及び事務局紹介
- 4 代表・副代表選出
- 5 報告事項
 - (1) 協議会の設置目的等について（資料1-1、1-2）
 - (2) 障がい福祉施策関連会議について（資料2-1）
 - (3) 障がい者プラン2026（中間見直し）について（資料3）
- (休憩)
- 6 協議事項
 - (1) 専門部会の設置について（資料4-1、4-2）
 - (2) 会議開催スケジュールについて（資料5）
- 7 その他（資料6、7）
- 8 閉会

【資料等】

令和6年度第1回藤沢市障がい者総合支援協議会 日程

2024年度（令和6年度）総合支援協議会委員及び事務局員名簿

資料1-1 藤沢市障がい者総合支援協議会の設置及び運営に関する要綱

資料1-2 障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて

資料2 令和6年度 藤沢市障がい福祉施策会議等関連図

（裏面に続きます）

- 資料 3 ふじさわ障がい者プラン 2026 中間見直しのポイント
- 資料 4－1 総合支援協議会専門部会（案）について
- 資料 4－2 専門部会協議事項（たたき台）
- 資料 5 年間スケジュール案
- 資料 6 こども家庭センターについて
- 資料 7 喀痰吸引等第三号研修(基本研修)開催のお知らせ

【次回開催日程】

2024 年（令和 6 年）10 月 10 日（木）

午前 10 時から正午まで

藤沢市役所本庁舎 5 階 5-1・5-2 会議室

令和6年度 藤沢市障がい者総合支援協議会 委員名簿

No.	氏名（敬称略）	選 出 区 分	所 属 等
1	加藤 葉子	医師会	加藤小児科
2	山本 夏彦	歯科医師会	山本歯科医院
3	鈴木 孝典	学識経験者	大正大学
4	種田 多化子	障がい当事者・家族等 団体の代表	藤沢市肢体障害者協会
5	新城 直	障がい当事者・家族等 団体の代表	藤沢市視覚障害者福祉協会
6	飯塚 晃子	障がい当事者・家族等 団体の代表	NPO法人藤沢市聴覚障害者協会
7	島村 孝子	障がい当事者・家族等 団体の代表	藤沢市肢体不自由児者父母の会
8	紀井 陽子	障がい当事者・家族等 団体の代表	藤沢市手をつなぐ育成会
9	川久保 真由美	障がい当事者・家族等 団体の代表	藤沢市自閉症協会
10	向井 邦良	障がい当事者・家族等 団体の代表	藤沢ひまわり会
11	角田 吉弘	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市民生委員児童委員協議会 片瀬地区民生委員児童委員協議会
12	渡部 司	障がい児者支援関係団体の代表	湘南地域就労援助センター 社会福祉法人電機神奈川福祉センター
13	澤野 美奈子	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市立白浜養護学校
14	深見 勝弘	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市ヘルパー事業所連絡会 株式会社ハビリスデザイン
15	齊藤 祐二	障がい児者支援関係団体の代表	計画相談・障がい児相談支援事業所連絡会 NPO法人藤沢相談支援ネットワーク
16	神保 順子	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市住まいと暮らし連絡会 社会福祉法人県央福祉会
17	船山 敏一	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢市就労移行・就労継続支援事業所連絡会 社会福祉法人藤沢ひまわり
18	山田 雅裕	障がい児者支援関係団体の代表	太陽の家しいの実学園 児童発達支援センター 社会福祉法人光友会
19	妹尾 貢	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢障害福祉法人協議会 社会福祉法人藤沢育成会
20	八十島 清隆	障がい児者支援関係団体の代表	藤沢障害福祉法人協議会 社会福祉法人県央福祉会
21	沼井 浩一	市民代表	市民
22	西岡 奈緒子	市民代表	市民
23	高山 由美子	関連会議の代表	ふじさわ障がい者プラン検討委員会の代表 ルーテル学院大学
24	戸高 洋充	関連会議の代表	地域精神保健福祉連絡協議会の代表 社会福祉法人藤沢ひまわり
25	露木 信晴	関連会議の代表	権利擁護ネットワーク連絡会の代表 社会福祉法人藤沢市社会福祉協議会
26	村松 敬章	関連会議の代表	難病対策地域協議会の代表 日本ALS協会神奈川県支部

事務局

No.	氏 名	所 属 等
1	佐藤 繁	福祉部長
2	臼井 健智	障がい者支援課長
3	星野 恭一	障がい者支援課 主幹
4	田口 真由美	障がい者支援課 課長補佐
5	飯沼 泰之	障がい者支援課 主任
6	伊原 友樹	障がい者支援課
7	原田 晶弘	子ども家庭課長
8	斎藤 秀隆	子ども家庭課 課長補佐
9	福岡 麻里	子ども家庭課 上級主査
10	吉田 展章	ふじさわ基幹相談支援センターえぼめいく

藤沢市障がい者総合支援協議会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化と、地域の実情に応じた体制整備を図るため、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 総合支援協議会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 地域課題に対する体制整備に関すること。
- (2) 障がい児者の地域生活に必要な支援体制の整備に関すること。
- (3) 関係機関、関係団体等への提言、要請に関すること。
- (4) ふじさわ障がい者プラン検討委員会（以下「計画検討委員会」という。）への意見提案に関すること。
- (5) 専門部会の検討事項に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(組織)

第3条 総合支援協議会の委員は28人以内とする。

- 2 総合支援協議会は、運営を円滑に行うため、運営会議を設置する。
- 3 総合支援協議会は、効率的に地域課題を解決するため、専門部会を設置する。
- 4 運営会議及び専門部会は委員により構成する。
- 5 総合支援協議会は、運営会議及び専門部会を含むものとする。

(委員)

第4条 委員は次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 医師会の代表
- (2) 歯科医師会の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 障がい当事者・家族等団体の代表

- (5) 障がい児者支援関係団体の代表
 - (6) 市民代表
 - (7) 関連会議の代表
 - (8) 前7号に掲げる者のほか市長が認めた者
- (委員の任期)

第5条 総合支援協議会の委員の任期は、3年以内とする。

- 2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第6条 総合支援協議会に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 代表は、会務を総理し、総合支援協議会等を代表する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 総合支援協議会は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

- 2 総合支援協議会は、必要に応じて開催するものとする。

(意見等の聴取)

第8条 総合支援協議会において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第9条 総合支援協議会の委員は、会議において知り得た個人の情報について他に漏らしてはならない。

(運営会議)

第10条 運営会議は、総合支援協議会の代表、副代表、各専門部会の代表、計画検討委員会の代表により構成する。

- 2 運営会議は、総合支援協議会の開催に合わせて開催する。
- 3 運営会議は、国等の動向を注視するとともに、次の各号に掲げる事項を検討する。

- (1) 次回の総合支援協議会における審議内容に関すること。

- (2) 新たな地域課題の抽出及び協議の場に関すること。
- (3) 計画検討委員会からの情報提供及び提案に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか代表が必要と認めること。

(専門部会)

第11条 専門部会は、必要に応じて開催する。

- 2 専門部会には、専門部会ごとに代表1人を置き、部会委員の互選によりこれを定める。
- 3 専門部会の代表は、会務を総理し、専門部会を代表して運営会議に参加する。
- 4 専門部会は、次の各号に掲げる事項を検討する。
 - (1) 地域課題に対する目標の設定に関すること。
 - (2) 地域課題の具体的改善策に関すること。
 - (3) 運営会議への報告及び提案に関すること。
 - (4) 個別事例を通じた地域課題の共有に関すること。

(報酬)

第12条 総合支援協議会の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の特別職職員の報酬に関する規則（昭和43年規則第22号）に定めるところによる。

(会議の傍聴等)

第13条 総合支援協議会の傍聴を認める者の定員は10人とする。

- 2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。
- 3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるように努める。

(庶務)

第14条 総合支援協議会の庶務は、福祉部障がい者支援課、子ども青少年部子ども家庭課及び基幹相談支援センターにおいて処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 藤沢市障がい者総合支援協議会設置要綱は、令和6年3月31日をもって、廃止する。

障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて
(社会保障審議会障害者部会 報告書抜粋)

(地域生活支援施策の充実)

- 事業所指定に当たって運営方針等に係る協議会等への事前協議の実施や、定期的な運営状況の報告を受けること。

(「地域づくり」に向けた協議会の機能の強化と活性化)

- 個別の事例を通じて明らかになった障がい者や家族、地域の課題を関係者が共有し、その課題を踏まえて地域の障がい福祉サービス等をはじめとしたサービス基盤の開発・改善の取組を着実に進めること。
- 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備する観点を踏まえつつ、取組を進めていくこと。
- 協議会において、住民の個別の課題（の分析）から地域の課題を抽出し、解決を図ること。
- 市町村や都道府県が主導して官民協働による支援体制の整備が推進されるよう、必要な方策を検討すること。

(精神保健に関する市町村等における相談支援体制)

- 協議会を活用し、精神保健に関する課題を抱える者を含めた地域の支援のあり方について協議を進めること。

(障害福祉サービス等の質の評価)

- それぞれの事業所の強み・弱みを分析し、互いの効果的な取組を学び合いながら、地域全体として支援の質の底上げを図る仕組みを検討すること。

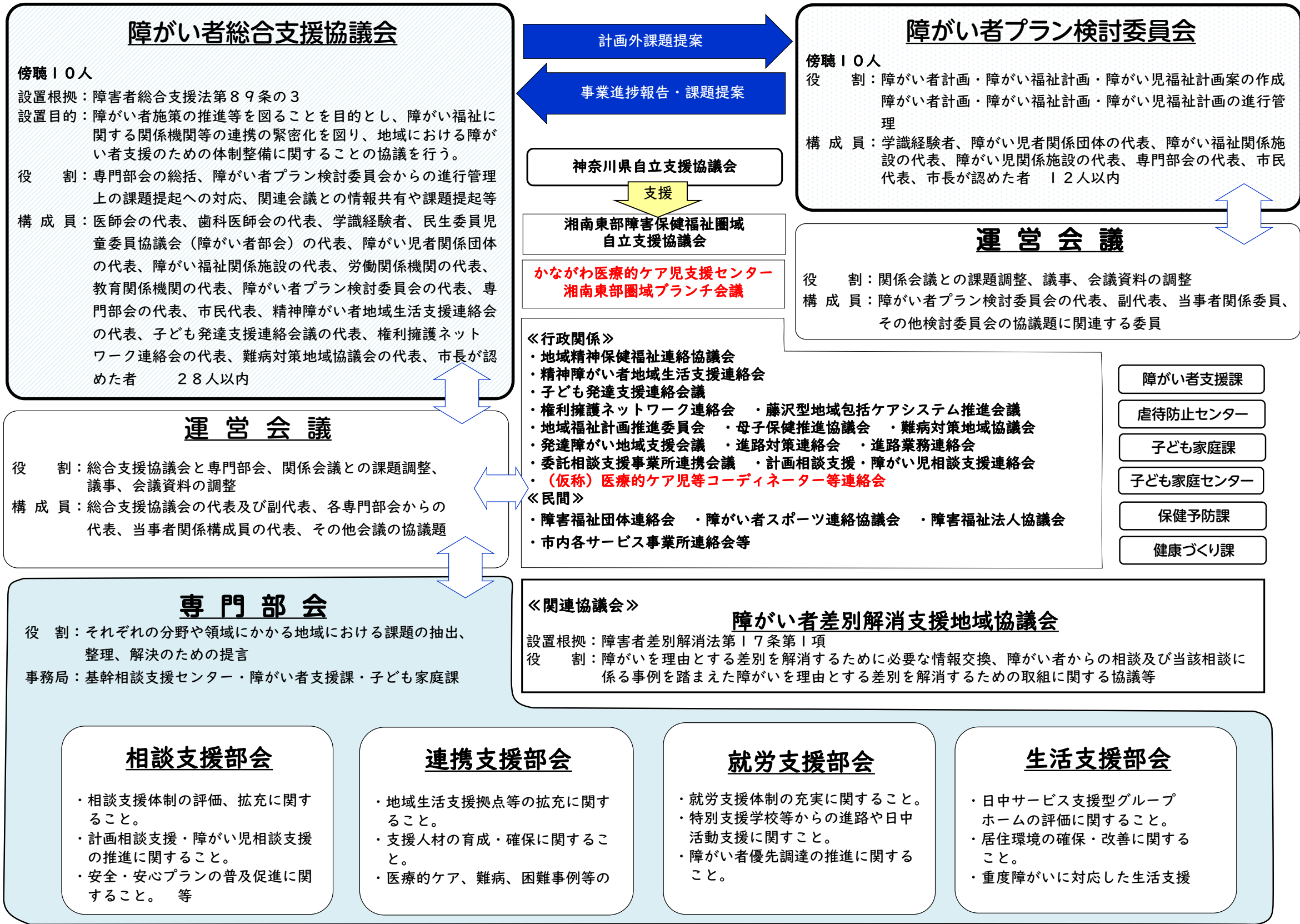
(医療と計画相談をはじめとする相談支援等の連携)

- 医療と福祉の連携による医療機関情報の収集・集約化・共有することが必要であり、そのために協議会の活用や医師会等の協力を得ながら、障がい児者が受診しやすい医療機関情報を地域単位でリスト化し、共有を図ること。

(就労選択支援の内容について)

- 支援の質と中立性の確保を図るため、地域の関係機関と会議を開催すること等により、支援を通じて把握した情報や関係機関が有している情報（就労面以外の支援に関する情報や主治医からの情報など）を相互に共有すること。

令和6年度 藤沢市障がい福祉施策会議等関連図



ふじさわ障がい者プラン2026改定記念講演

障がい者支援のこれまでとこれから

ふじさわ障がい者プラン2026 中間見直しのポイント



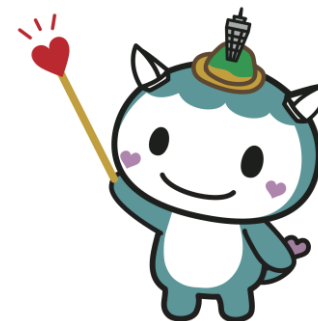
2024年（令和6年）3月30日

【ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）とは】

- ・ 藤沢市障がい者支援課において策定された障がい福祉に関する計画書
→ 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会及び藤沢市障がい者総合支援協議会に諮り策定

【見直しの経緯】

- ・ 2021年（令和3年）3月「ふじさわ障がい者プラン2026」を策定
「ふじさわ障がい者計画」 「第6期ふじさわ障がい福祉計画」
「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」を一体化
↓
- ・ 計画策定から3年が経過
↓
- ・ 新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限など、様々な困難を抱えた状況下にあったこの3年の振り返り
→ 計画の進捗状況や新たな課題の有無を確認
→ 後半の3年間の計画の推進に向けて、現計画の見直し



【ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）の法的根拠及び内容】



計画	法的根拠	計画の目的
ふじさわ 障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる 施策について総合的に推進していくこと
第7期ふじさわ 障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条	必要な障がい福祉サービスや地域生活支 援事業等を、地域の実情に応じて具体的 かつ計画的に提供すること
第3期ふじさわ 障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障がい児通所支援及び障がい児相談支援 の提供体制の確保と円滑に実施すること

【ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）の期間】

2021 年度 令和 3 年度	2022 年度 令和 4 年度	2023 年度 令和 5 年度	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度	2027 年度 令和 9 年度	2028 年度 令和 10 年度	2029 年度 令和 11 年度
藤沢市地域福祉計画 2026			藤沢市地域福祉計画 2026 （中間見直し）			（次期） 藤沢市地域福祉計画		
ふじさわ障がい者プラン 2026			ふじさわ障がい者プラン 2026 （中間見直し）			（次期） ふじさわ障がい者プラン		
ふじさわ障がい者計画			ふじさわ障がい者計画 （中間見直し）			（次期） ふじさわ障がい者計画		
第 6 期 ふじさわ障がい福祉計画			第 7 期 ふじさわ障がい福祉計画			第 8 期 ふじさわ障がい福祉計画		
第 2 期 ふじさわ障がい児福祉計画			第 3 期 ふじさわ障がい児福祉計画			第 4 期 ふじさわ障がい児福祉計画		
第 2 期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				（仮称）第 3 期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画				
いきいき長寿プランふじさわ 2023 （藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第 8 期藤沢市介護保険事業計 画）			いきいき長寿プランふじさわ 2026 （藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第 9 期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 〔藤沢おれんじプラン〕）			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第 10 期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 （藤沢おれんじプラン）		



【計画の骨子】

基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

めざす 社会像

一人ひとりが、地域の中で・・・
<共に理解し、つながることができる社会>
<安心して生活できる社会>
<生きがいをもって生活できる社会>

基本目標

- | | |
|----------------------|------------|
| 1. 尊厳を守り合う社会づくりの推進 | 【共生の基盤づくり】 |
| 2. 支援体制の強化 | 【支援の基盤づくり】 |
| 3. 地域での生活を支える支援の充実 | 【日常生活の支援】 |
| 4. 子どもの育ちを支える支援の充実 | 【療育・教育等】 |
| 5. 社会参加を支える支援の充実 | 【参加・活躍の支援】 |
| 6. 生活の安心を支える社会づくりの推進 | 【安心の基盤づくり】 |



【施策の体系】

基本目標	施策の柱	施策の方向性
------	------	--------

基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進		
共生の基盤づくり	1-1 共生のための環境づくり	(1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進 (2) 合理的配慮の提供の推進
	1-2 権利擁護の推進	(1) 差別解消と虐待防止の推進 (2) 意思決定支援の推進



基本目標3 地域での生活を支える支援の充実		
日常生活の支援	3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進	(1) 様々な障がい等に応じた支援の充実 (2) 重度障がいに対応した支援基盤の充実 (3) 障がい当事者の高齢化への対応
	3-2 障がい福祉サービス等の充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) その他の福祉サービスや事業との連携 (3) 家族の支援
	3-3 暮らしの場の確保支援	(1) 住まいの確保支援 (2) 入所施設等の整備 (3) 住宅改良の支援

基本目標5 社会参加を支える支援の充実		
参加・活躍の支援	5-1 就労等への参加・活躍支援の推進	(1) 就労支援体制の充実 (2) 様々な仕事や創作活動の充実
	5-2 様々な活動への参加促進や支援	(1) 文化・スポーツ活動の充実 (2) 様々な活動への参加促進 (3) 当事者・家族団体等の活動支援
	5-3 活動の手段や環境の確保	(1) 外出・移動支援の充実 (2) 情報の受発信支援

基本目標	施策の柱	施策の方向性
------	------	--------

基本目標2 支援体制の強化		
支援の基盤づくり	2-1 相談支援の強化	(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上 (2) 相談支援体制の拡充 (3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進
	2-2 連携による支援体制の強化	(1) 横断的な協議体制の確保 (2) 地域における支援体制の構築
	2-3 支援・サービス提供体制の確保	(1) サービス提供施設・事業所の充実 (2) 支援人材の育成・確保

基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実		
療育・教育等	4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実	(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 保育・療育の充実
	4-2 学齢期における教育等支援体制の充実	(1) 学校教育の充実 (2) 様々な学びや体験機会の充実
	4-3 切れ目のない障がい児支援の充実	(1) 成長に応じた発達支援の充実 (2) 障がい児支援サービスの充実 (3) 子育ての支援

基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進		
安心の基盤づくり	6-1 保健医療体制の確保	(1) 健康増進・リハビリの推進 (2) 受診しやすい医療体制の確保 (3) 医療的ケアと家族への支援環境の整備
	6-2 緊急時対応・災害対策等の強化	(1) 緊急時支援の確保 (2) 災害対策・感染症対策の強化
	6-3 経済的な支援	(1) 経済的な支援

【見直しの重点項目】

基本目標

1 尊厳を守り合う社会づくりの推進

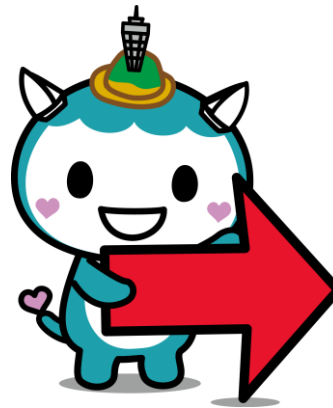
2 支援体制の強化

3 地域での生活を支える支援の充実

4 子どもの育ちを支える支援の充実

5 社会参加を支える支援の充実

6 生活の安心を支える社会づくりの推進



重点項目

- 共生のための環境づくり
- 権利擁護の推進

- 相談支援の強化
- 連携による支援体制の強化
- 支援・サービス提供体制の確保

- 一人ひとりの必要に応じた支援の推進
- レスパイトなどの在宅生活支援の拡充
- 暮らしの場の確保支援

- 成長・発達に合わせた療育環境の支援
- 支援の充実と保護者への適切な情報の提供
- 医療的ケア児等への支援の充実

- 就労等への参加・活躍支援
- 地域活動への参加に向けた支援
- スポーツや文化芸術活動の推進
- 情報取得や意思疎通支援の推進

- 医療的ケアの必要な人への支援の充実
- 緊急時・災害対策等の強化
- 経済的な支援の推進

【社会的な課題・要請・キーワード】

○ 障がい理解・差別・偏見 → 地域共生社会・インクルージョンの実現

○ 合理的配慮・バリアフリー → 情報保障、わかりやすい版

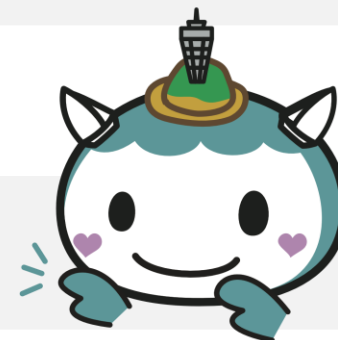
○ 支援の専門化、特化 → 医療的ケアや強度行動障がい者への対応

○ 個人や家庭の抱える問題の複雑化・複合化 → チーム支援、多職種連携

○ 障がい者・介護者の高齢化 → レスパイト、親なき後の対応

○ 障がい特性に応じた支援 → 地域移行

○ 子ども・子育て支援 → 医ケア児、早期療育



(令和 5 年度第 4 回総合支援協議会資料)

総合支援協議会専門部会（案）について

1 委員

- (1) 総合支援協議会の全委員が設置されたいずれかの専門部会委員（出席希望調査を行った上で事務局が振り分け想定）
- (2) 当事者等委員については、藤沢市障害福祉団体連絡会の構成団体からの代表者及び難病対策地域協議会からの代表者が参加
- (3) 総合支援協議会委員以外も専門部会での承認の上、オブザーバーとして参加が可能
- (4) すべての専門部会について傍聴が可能
- (5) 任期は 3 年

2 専門部会の役割

- (1) 検討課題の選定（どの課題から検討を始めるか）
- (2) 課題に対するゴール（最終・3 年後）の設定
- (3) 具体的改善策の検討
- (4) 本会議（協議会）への状況報告及び提案
- (5) 他専門部会や地域に対する働きかけ

3 本会議と専門部会の関係性

- (1) 各専門部会の委員が、全員本会議に参加し、専門部会の状況をより効果的に報告、協議することで、本会議での課題共有を確実に行います。
- (2) 本会議委員が、各専門部会の委員となっていることから、これまでよりも専門部会への意見を本会議に反映できるようになります。
- (3) 本会議において、関連会議体から選出されている委員の方々から、選出母体の状況を報告していただき、専門部会での検討に役立てていただきます。

4 専門部会

(1) 相談体制部会

ア 背景

（ア）本市アンケート調査

- ・身近な所での相談や、1 か所で用事がすむ相談窓口の必要性

(イ) 国の基本指針

- ・ 基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等の推進

イ 障がい者計画における関連する基本目標 等

(ア) 基本目標 2 「支援体制の強化」

2—1：相談支援の強化

2—2：連携による支援体制の強化

ウ 協議内容の項目

主にセルフプラン率の低減のための方策、安全・安心プランの普及促進のための方策を検討しつつ、次の体制づくりに関する協議等を想定しています。

(ア) 相談支援体制の拡充

①相談支援専門員の人材確保に関する協議

②相談支援専門員の質的向上のための協議

(イ) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進

①計画相談支援事業所・障がい児相談支援事業所の支援体制の整備

(ウ) 安全・安心プランの普及促進

①緊急・災害時を視野に入れ、安全・安心プランの普及促進策の検討

(エ) 基幹・委託相談事業所の評価

(オ) その他、総合支援協議会において必要と考えられること

(2) 連携支援部会

ア 背景

(ア) 聞き取り及びアンケート調査

- ・ 障がい福祉におけるマンパワーの不足
- ・ 障がい特性を理解した福祉人材の育成が急務

(イ) 国の基本指針

- ・ 障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討

イ 障がい者計画における関連する基本目標

(ア) 基本目標 2 「支援体制の強化」

2—2：連携による支援体制の強化

2—3：支援・サービス提供体制の確保

(イ) 基本目標 3 「地域での生活を支える支援の充実」

3－1：一人ひとりの必要に応じた支援の推進

(ウ) 基本目標6「生活の安心を支える社会づくりの推進」

6－1：保健医療体制の確保

ウ 協議内容の項目

居室確保事業の見直しをはじめ、緊急時、災害時の連携体制の構築、人材の確保・育成・活用を目的とした複数事業者連携モデルの構築、障がい福祉サービスにおける多機関連携、重層的支援体制のケース分析等を想定しています。

(ア) 地域における支援体制の構築

①地域生活への移行等を視野に入れ、一時的な宿泊、緊急対応等の支援体制強化についての協議

②緊急、災害時を視野に入れ、地域団体との連携強化について協議

(イ) サービス提供施設・事業所の充実

①障がい福祉サービスの質の向上をめざし、事業所が抱える課題の解決のための協議

(ウ) 支援人材の育成・確保

①新規人材の確保に向けた取組や事業所支援について協議

(エ) 困難ケースにおける支援体制の強化

(オ) 様々な障がい等に応じた支援の充実

①チームアプローチを基本とした支援を充実するための協議

(カ) その他、総合支援協議会において必要と考えられること

(3) 就労支援部会

ア 背景

(ア) 聞き取り及びアンケート調査

・働き方のニーズが多様

(イ) 国の基本指針

・就労選択支援の創設、当該サービス利用者に対し、ハローワークはアセスメント結果を基に職業指導等を実施

イ 障がい者計画における関連する基本目標

(ア) 基本目標5「社会参加を支える支援の充実」

５－１：就労等への参加・活躍支援の推進

ウ 協議内容の項目

就労選択支援サービスの円滑な導入に向けた体制整備、就労アセスメントシートの利用促進策をはじめ、再就労に向けた一般就労から就労継続支援までの切れ目ない、持続的な支援手法、工賃向上策などについての検討を想定しています。

(ア) 就労支援体制の充実

- ①職場実習の場及び働く機会の確保について検討
- ②障がい者優先調達の推進に関する協議
- ③企業等に対する障がい者の働き方や雇用形態の周知に関する協議
- ④一般就労の促進と就労定着の向上に関する協議
- ⑤共同受注のあり方検討
- ⑥就労選択支援事業を効果的に活用するための協議
- ⑦障がい福祉サービス事業所と学校が連携した実習先や進路の検討
- ⑧相談支援関係者とのかかわり方について協議

(イ) その他、総合支援協議会において必要と考えられること

(4) 生活支援部会

ア 背景

(ア) 聞き取り及びアンケート調査

- ・「親なき後を見据えた生活の場の不足」や「医療的ケアの必要な重症心身障がいや自閉症や行動障がいなどの発達障がいに対応した生活の場の不足」との意見

(イ) 国の基本指針

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援
- ・発達障がい者等支援の一層の充実等

イ 障がい者計画における関連する基本目標

(ア) 基本目標３「地域での生活を支える支援の充実」

３－１：一人ひとりの必要に応じた支援の推進

３－２：障がい福祉サービス等の充実

３－３：暮らしの場の確保支援

ウ 協議内容の項目

日中サービス支援型グループホームの評価をはじめ、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退居後の相談等の支援手法の構築、障がい種別、程度に関わらない日中活動の場、住居の確保に向けた検討、自立、サービス利用までの短期入所や体験入所の利用促進策、メディカルショートステイの効果的な活用方法等についての検討を想定しています。

(ア) 住まいの確保支援

- ①日中サービス支援型共同生活援助の事業内容の評価
- ②日中サービス支援型共同生活援助の支援内容充実のための協議
- ③地域生活移行を見据えた住居確保に係る支援に必要なことの協議

(イ) 重度障がいに対応した支援基盤の充実

- ①医療的ケアを必要とする方や発達障がいのある人などが、自分らしい生活を実現するための協議

(ウ) 家族の支援

- ①家族介護者の負担軽減について協議
- ②親なき後を見据えた在宅生活に必要なことの協議

(エ) その他、総合支援協議会において必要と考えられること

※実際の議題は各専門部会にて検討されるため、次に想定される議題と異なる場合があります。

令和 6 年度 藤沢市障がい者総合支援協議会 専門部会における主な協議事項（想定）

	相談支援部会	連携支援部会	就労支援部会	生活支援部会
協議会抽出課題等	- 基幹・委託相談事業所の評価、相談支援体制の充実強化 - 安全・安心プランの普及促進	- 地域における支援体制の構築（多職種多領域） - サービス提供施設・事業所の充実強化	- 就労支援体制の充実 - 多様な就労の体制構築	- 住まいの確保支援 - 重度障がい及び障がいの特性に対応した居住支援基盤の充実
関連会議等	- 委託相談支援連絡会 - 計画相談支援連絡会 - 発達障がい者地域支援会議	- 藤沢型地域包括ケアシステム関係会議 - ライフステージに沿った会議及び連絡会	- 進路対策関連 - 就労移行支援・就労継続支援等事業所連絡会	- 住まいと暮らし連絡会 - 居住支援協議会 - 難病対策地域協議会
共通課題	権利擁護（合理的配慮の義務化に伴う啓発及び推進）			
本 目的	- 安全安心プランの周知 - 計画相談支援の普及率向上	- 地域生活支援拠点を中核とした事業所間連携と面的整備の推進 - 介護保険移行、併用に関わる当事者の不便・不安解消等 - 円滑な多職種との連携 - 地域包括ケアシステムについて	- 市内における就労選択支援の円滑な導入 - アセスメントの平準化	- 日中型グループホームの評価 - レスパイト機能の推進
※ 想定される議題	- 安全・安心プランの周知 - 安全安心プランのケース共有、活用手法の検討 - 一次相談を始点とした段階別のケース対応について	- 地域生活支援拠点の連携ケースの共有及び検討 - 介護保険への切り替わり及び併用に係る課題抽出 - 多職種連携ケースの検討及び連携推進（研修等）	- 就労選択支援導入に向けたアセスメント実施上の課題等に関する意見共有について - アセスメントの平準化について	- 重度障がい児者が生活できる GH 等の検討について - 日中サービス支援型 GH の評価について

障がい者総合支援協議会 障がい者プラン検討委員会	2024 年度 令和 6 年度	2025 年度 令和 7 年度	2026 年度 令和 8 年度
	ふじさわ障がい者プラン 2 0 2 6（中間見直し）		
	ふじさわ障がい者計画（中間見直し）		
	第 7 期ふじさわ障がい福祉計画		
	第 3 期ふじさわ障がい児福祉計画		
相談支援部会	・安全・安心プランの周知策検討	安全・安心プラン作成推進の検討	総合支援協議会への成果物の報告（提言書等）及び地域導入の調整
連携支援部会	・地域（地域生活支援拠点、地域包括ケアシステム）に期待する連携の検討	・顔の見える関係の構築 ・地域生活支援拠点と地域の関係づくり	
就労支援部会	・就労選択支援の導入にあたる課題の検討 ・アセスメントの平準化	・就労選択支援の導入策の検討	
生活支援部会	・日中サービス支援型の評価 ・重度障がい者の受け入れに関する課題検討	・重度障がい者の受入れ、定着 ・グループホームの評価、公表	



令和6年度 藤沢市障がい者総合支援協議会等 スケジュール(予定)

	会議名称	役割	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
藤 沢 市 障 が い 者 総 合 支 援 協 議 会	藤沢市障がい者総合支援協議会 (総合支援協議会)	・専門部会の総括 ・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案 の策定に関すること ・関連会議との情報共有や課題提起等		5月16日(木) 10:00～12:00 5-1,5-2会議室					10月10日(木) 10:00～12:00 5-1,5-2会議室			1月27日(月) 10:00～12:00 5-1,5-2会議室		
	運営会議(総合支援協議会)	・総合支援協議会と計画検討委員会の方向性の調整 ・議事、会議資料の調整						第1回			第2回			
	相談支援部会	・相談支援体制の評価、拡充、計画相談支援・障がい児相 談支援の推進・総合支援協議などの協議			第1回	6月～9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月～12月に 第3回専門部会を実施				
	連携支援部会	・地域生活支援拠点等の拡充、支援人材の育成・確保など の協議			第1回	6月～9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月～12月に 第3回専門部会を実施				
	就労支援部会	・就労支援体制の充実、特別支援学校等からの進路や日 中活動支援などの協議			第1回	6月～9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月～12月に 第3回専門部会を実施				
	生活支援部会	・日中サービス支援型グループホームの評価、居住環境 の確保・改善などの協議			第1回	6月～9月に 第1回、2回専門部会を実施		第2回		第3回 11月～12月に 第3回専門部会を実施				
ふ じ さ わ 障 が い 者 プ ラ ン 検 討 委 員 会	ふじさわ障がい者プラン検討委員会 (計画検討委員会)	・障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画案 の作成 ・障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理		5月28日(火) 10:00～12:00 4-1,4-2会議室				8月26日(月) 10:00～12:00 2-1会議室	10月21日(月) 10:00～12:00 8-1,8-2会議室			1月20日(月) 10:00～12:00 6-1会議室		
	運営会議(計画検討委員会)	・総合支援協議会と計画検討委員会の方向性の調整 ・議事、会議資料の調整				第1回		第2回			第3回			

「こども家庭センター」について（情報提供）

令和6年4月から、子ども家庭課と南・北保健センター（健康づくり課）を窓口として、「こども家庭センター」の業務を開始しています。

「こども家庭センター」では、これまでの妊産婦や乳幼児に対する支援機能（母子保健機能）と、子育てや発達等への支援機能（児童福祉機能）が一体となり、より連携を強化して、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、切れ目のない相談・支援を行います。

1 相談内容について

妊娠・出産・子育て期に関する様々な悩みについて、相談を受け付けます。相談内容により、保健師や心理士、保育士などの専門職が相談に応じます。

2 支援について

相談者の話を伺い、希望などを確認しながら、必要に応じてサポートプランを作成し、様々な機関の制度や支援につなげることができるよう、一緒に考えていきます。

3 サポートプラン（書式例）

サポートプラン（児童福祉 乳幼児・学齢児等）			
○○さんのすこやかな育ちをご家族と一緒に私たちもサポートをしたいと思えます。 そのため、○○さんの希望が叶うよう、この「サポートプラン」などを使いながら、○○さんやご家族と一緒に考え、お手伝いをいたします。			作成日：○○○○年（令和○○年）○月○日
こどもの名前	○○○○ 様	こどもの状況	○歳 小学○年
保護者の名前	○○○○ 様、○○○○ 様		
	こども	保護者	
気になること			
希望すること			
こども・保護者・支援者が一緒に解決をめざしていくこと			
	今すぐ取り組むこと	なりたい将来のすがた	
こどもがすること			
ご家族がすること			
支援者がお手伝いできること			
今後利用するサポート・事業、頻度・時期			
関係機関担当者			
切れ目のない支援のため、関係機関とプラン内容を共有することについて同意します。 （本人署名） _____ （日付） ____年 ____月 ____日			担当： _____ 連絡先： _____

以 上

（子ども青少年部 子ども家庭課、健康医療部 健康づくり課）

募集期間：2024 年 6 月 7 日～2024 年 6 月 14 日

定 員：20 名（受講の可否は後日連絡いたします）

喀痰吸引等研修事業
神奈川県認定研修

2024 _(R6)		年 度		(第 2 回)		神奈川県認定研修					
喀	痰	吸	引	等	第 三	号	研	修	(基本研修)		
<難病特化型>					開	催	の	お	知	ら	せ

- ◆2012(平成 24)年4月から「社会福祉士及び介護福祉士法」(1987 年<昭和 62>法律第 30 号)の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件のもとで「たんの吸引等」の行為を実施できることになりました。
- ◆日本 ALS 協会神奈川県支部は、神奈川県のある患者団体として初めて登録研修機関として登録されました。
- ◆2018(平成 30)年度より県からの事業委託研修機関 となり、横浜市磯子区に「研修センター」を開設しました。
- ◆当支部主催の本研修会は、県からの認定を受けて主に難病患者や重度障害者等に対して、安全かつ適切に喀痰吸引等を実施できる介護職員等を養成することを目的として、研修会を実施いたします。

【研修日】(A)<講義>2024 年 6 月 29 日(土)または 30 日(日) 14:00～16:30 (Zoom にて配信)

(B)<演習・講義・試験>2024 年 7 月 13 日(土) 9:30～16:00

【会 場】(研修 B 日程のみ) 藤沢市役所・分庁舎 (2F 活動室 1・2) <JR 藤沢駅北口徒歩 3 分>

【受講料】5,000 円 (保険料込み) ※別途教材費 2,000 円 (「喀痰吸引等研修テキスト」厚生労働省版)

申込方法：FAX または E メール (ファイル添付) のいずれかの方法で受講申込書をお送りください。

<FAX：045-330-6999> <E-mail：daihyo@als-kanagawa.org> 「日本 ALS 協会神奈川県支部研修担当」宛

☆「受講申込書」は、メールにてご請求ください。(神奈川県支部ホームページよりダウンロードも可)

研修スケジュールの概要 (新型コロナウイルス感染拡大等により、講義の一部はオンラインとなる場合があります。)

		研 修 内 容	研 修 講 師
(A) 6/ 29 (土) or 30 (日)	講 義 (PM2~)	① 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 I	NPO 法人 楽 理事長 柴田 範子 氏
		② 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の支援に関する講義 人工呼吸器に係る緊急時の対応及び危険防止に関する講義 経管栄養に係る健康状態の把握及び食と排泄に関する講義	くにもと ライフサポートクリニック 院 長 國本 雅也 氏
(B) 7 / 13 (土)	講 義 と 演 習 (AM)	③ 喀痰吸引に関する講義と演習	わかば訪問看護ステーション 看護師 栢沼 牧 氏
		④ 経管栄養に関する講義と演習	はな訪問看護ステーション 管理者 大西 美智子 氏
	講 義 (PM)	⑤ 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義 II (難病の概要と ALS 患者の療養生活について) 筆記試験 (知識の習得の確認)	ホームケアクリニック横浜港南 看護師 西尾 けい子 氏 訪問看護ステーション 看護師 (調整中) 氏 日本 ALS 協会 神奈川県支部 副支部長 村松 敬章 氏

〒233-0015 横浜市港南区日限山 1-19-10

日本 ALS 協会神奈川県支部

TEL：045-843-6690

FAX：045-330-6999